平成２４年（フ）第４８１号
岐阜県本巣郡北方町芝原中町４丁目21番地の２
破産者　野末　成美
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第７８号
静岡県伊豆市柳瀬158番地の２
破産者　有限会社寿電気設備
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
静岡県浜松市南区三島町998番地
破産者　有限会社アーテック
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３５７号
岡山県倉敷市栗坂467番地の７
破産者　ハイテック工業株式会社
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１３２７号
広島市東区戸坂千足１丁目13番22―202号、商業登記簿上の本店所在地広島市南区松原町２番37号広島駅ビルアッセ２階
破産者　有限会社前井商事
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６８５号
大阪市西区江戸堀１―15―11―４Ｆ、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区京町堀１丁目６番４号
破産者　株式会社メディアクリエイト
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５号
茨城県つくばみらい市板橋2834番地の５
破産者　有限会社コーエイ
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第５８号
茨城県石岡市柿岡3353番地の３
破産者　株式会社足立商会
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２０号
千葉県木更津市祇園１丁目24番９号アメニティ祇園103号
破産者　よつば株式会社
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２７７０号
東京都三鷹市井口１丁目８―15
破産者　吉田　眞次
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０３号
北海道石狩郡当別町若葉17番地65
破産者　株式会社ヤグチ
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３４号
北海道函館市五稜郭町18番３号
破産者　株式会社小野寺商事
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２７号
茨城県土浦市港町３丁目５番５号
破産者　株式会社イハップス
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２８号
茨城県土浦市港町３丁目24番２号
破産者　株式会社理想書林
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第８３３号
東京都港区芝大門１－２－８　ＣＯＳＭＩＣビル３Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区西新宿６丁目16番13号
破産者　株式会社ＴＢＭエージェンシー
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３４号
東京都新宿区西新宿６丁目16―13―702
破産者　田口　　厚
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９４号
東京都多摩市馬引沢１丁目１番地の４シーズガーデン永山102
破産者　工藤　桃子
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９８６号
東京都府中市武蔵台３丁目23番地20
破産者　株式会社エー・エム・ティ
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３８８号
名古屋市緑区大高町字伊賀殿110番地１、商業登記簿上の本店所在地名古屋市緑区大高町字亀原69番地の１
破産者　有限会社ベルリネッタ
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４号
広島市中区白島九軒町17番１号
破産者　有限会社寿司京あきら
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２８号
広島市中区大手町３丁目３―６―301
破産者　株式会社ラクラス
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７２号
北海道空知郡上砂川町字上砂川45番地22
破産者　株式会社わたなべファーム
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係